

## 大阪府地先海域における小型機船底びき網漁業の資源管理協定

協定締結日令和 6 年 3 月 21 日

協定認定日令和 6 年 3 月 28 日

### (目的)

第1条 本協定は、小型機船底びき網漁業で漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該漁業で漁獲される水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって小型機船底びき網漁業で漁獲される水産資源の保存及び管理を図るものである。

### (本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域は、大阪府地先海面とする。

2 本協定の対象となる水産資源の種類は、小型機船底びき網漁業で漁獲される水産資源（以下「対象魚種」という。）とし、具体的には、まあじ、すずき、まだい、ひらめ、かれい類（めいたがれい、まこがれい等）、した類（いぬのした、あかしたびらめ、こうらいあかしたびらめ等）、くろだい、まあなご、はも、たちうお、えび類（くまえび、くるまえび、よしえび等）、しゃこ、がざみ、貝類（あかがい、とりがい等）、いか類（こういか、あおりいか、しりやけいか等）、まだこととする。

3 本協定の対象となる漁業の種類は、小型機船底びき網漁業とする。

### (資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

- |     |  |
|-----|--|
| まあじ | 資源管理基本方針（令和2年度農林水産省告示1982号。以下同じ。）別紙2-5に定める目標 |
| すずき | 大阪府資源管理方針別紙3-5に定める資源管理の方向性                   |
| まだい | 大阪府資源管理方針別紙3-6に定める資源管理の方向性                   |
| ひらめ | 大阪府資源管理方針別紙3-7に定める資源管理の方向性                   |

かれい類（めいたがれい、まこがれい等）

大阪府資源管理方針別紙3-8に定める資源管理の方向性

した類（いぬのした、あかしたびらめ、こうらいあかしたびらめ等）

大阪府資源管理方針別紙3-9に定める資源管理の方向性

くろだい 大阪府資源管理方針別紙3-11に定める資源管理の方向性

まなご 大阪府資源管理方針別紙3-15に定める資源管理の方向性

はも 大阪府資源管理方針別紙3-16に定める資源管理の方向性

たちうお 大阪府資源管理方針別紙3-17に定める資源管理の方向性

えび類（くまえび、くるまえび、よしえび等）

大阪府資源管理方針別紙3-18に定める資源管理の方向性

しゃこ 大阪府資源管理方針別紙3-19に定める資源管理の方向性

がざみ 大阪府資源管理方針別紙3-20に定める資源管理の方向性

貝類（あかがい、とりがい等）

大阪府資源管理方針別紙3-21に定める資源管理の方向性

いか類（こういか、あおりいか、しりやけいか等）

大阪府資源管理方針別紙3-22に定める資源管理の方向性

まだこ 大阪府資源管理方針別紙3-23に定める資源管理の方向性

（資源管理の目標の達成のための具体的な取組）

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- 一 操業可能期間のうち別表1のとおり休漁日を設けるものとする。
- 二 別表2のとおり体長規制を設けるものとする。

（取組の履行確認に関する事項）

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

- 2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。
- 3 第1項の履行確認は、大阪府資源管理協議会において行うこととする。
- 4 第1項の履行確認においては、前条第1号の取組については、市場伝票・操業日誌を基に確認することとし、それ以外の取組については当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第6条 全ての参加者は、漁業法（昭和24年漁業法第267号。以下「法」という。）第30条第1項及び第58条において読み替えて準用する第52条第1項の規定に基づき、漁獲量

及び漁獲努力量、資源管理の状況等を大阪府知事に報告するものとする。

- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に大阪府及び大阪府資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び大阪府資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、大阪府資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について大阪府資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び大阪府からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 本協定の代表者(以下「協定代表者」という。)は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定施行の日から令和 11 年 3 月 20 日までとする。

(あっせんすべきことを求める場合の手続き)

第11条 漁業法第126 条第 1 項の規定に基づき大阪府知事にあっせんすべきことを求める議事は、参加者の 3 分の 2 以上の多数で決する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附則

本協定は、令和 6 年 3 月 21 日から施行する。

(本協定の参加者)

別添参加者名簿のとおり

(以上)

(別表 1)

取組項目	自主的管理措置	(参考) 公的管理措置
休漁日	【深日漁業協同組合】 定期休漁 (毎週 火・土 休漁) ただし、大型連休、お盆、年末年始及び 地区の祭等の前後については別途協議 し、休漁日を振替える場合がある。	なし (操業期間周年)

(別表 2)

取組項目	自主的管理措置	(参考) 公的管理措置
体長規制	メイタガレイの小型魚の再放流 (全長13cm以下)	なし